

金ヶ崎町立西小学校学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子どもたちの理解を深める＞

子どもたちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子どもたちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子どもたちをいじめから守り通し、子どもたちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子どもを守る＞

いじめられた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子どもたちの取組を支える＞

周囲の子どもたちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子どもへの発信を促すための子どもたちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者（保護者、学校評議員等）

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特別委員会に位置付け、必要に応じて開催する。いじめの早期発見については、毎週実施する職員朝会、月例の職員会議等で情報を共有することで確実に実施する。

3 4つの段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取組

- ・児童の実態を十分に把握した上で、よりよい学級経営を行う。
- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、自他ともに大切にしようとする態度を養う。
- ・「わかる」意識した授業を実践し、「わかる喜び」を感じることでできる授業づくりを行う。
- ・たてわり班活動を通して、学年に応じた自己の役割を意識させ、協力したり協調したりして人とより良く関わる力を身に付けさせる。
- ・職員朝会において、いじめが疑われる場合は速やかに報告し、教職員の共通理解を図る。

(2) 早期発見のための取り組み

- ・出欠確認時の観察だけでなく、授業中はもちろんのこと、休み時間や給食時間を活用して児童の状況を把握する。
- ・Q-U、生活アンケートを実施し、学級、児童の状況を把握し、その結果に基づいて児童との面談を行う。
- ・いじめの発生が疑われる、また、実際にいじめが起きてしまっている等、いかなる場合においても時系列に沿って記録を行う。記録は次の事案が発生した場合に確実に引き継ぎ、対応のための資料とする。
- ・毎週行われる職員朝会で、担任だけではなく、児童の様子について築いたことを出し合い、情報を共有する。

(3) 早期対応のための取り組み

①初期対応の取り組み

- ・児童、保護者からの相談があった場合、管理職に報告するとともに、事実の有無を速やか且つ的確に確認し、迅速に対応する。

②被害児童への取り組み

- ・気持ちを汲み取り、心の安定が図れるよう支援する。また、安心して学校生活を送ることができるようになるため、場合によっては、別室等において授業を行う等の措置を講じる。

③加害児童への取り組み

- ・いじめは決して許されることでないということを徹底して指導するとともに、いじめを行ってしまった心の内を察して、その心に寄り添った指導を継続して行う。

④周囲の児童・生徒への取組

- ・学級の指導や道徳の時間等を利用し、繰り返し、いじめをしない・させないことの大切さを指導する。いじめを発見した際は、見て見ぬふりをせず、解決に向けて努力するよう促す。

⑤その他（教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・いじめが発生した場合、迅速に報告・連絡を行い、具体的な連携の内容を学校側から提示し、協力を仰ぐ

(4) 重大事態への対処

金ヶ崎町教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて金ヶ崎交番への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。